

研究室での業務・アルバイトについて②

【ご意見・ご要望】(投稿日:2022年4月5日)

(2022年4月4日の回答「研究室での業務・アルバイトについて」に対して)

つまり、担当教員に給与の出るアルバイトとしてではなく「お願い」もしくは「命令」として自分の研究とは直接的に関係のない業務(所属研究室の運営に関する業務・企業案件などの雑用)を命じられた場合には、給与はでないということなののでしょうか？

また、給与の出るアルバイトなのか、そうではないか、業務内容とは関わらず担当教員の裁量しだいということなののでしょうか？

【回答】(回答日:2022年4月27日)

(回答部署:人事部人事・労務課任用掛)

労働契約を締結したうえで給与を支給することについては、前回の回答のとおりです。なお、労働契約は、労働者と使用者双方の合意によってなされるため、一方にのみ裁量があるということはありません。

もし、ご質問いただいた内容について具体的な事例があるようでしたら、以下担当までご相談ください。

【担当】人事部人事・労務課任用掛(ninyou2_syukai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

(*を@に変えて送信してください。)